

令和 8 年度

# 朝霞市立朝霞第八小学校

## いじめ防止基本方針



平成 25 年 10 月	1 日	策定
平成 31 年 4 月	2 日	改定
令和 4 年 4 月	2 日	改定
令和 6 年 9 月	2 日	改定

朝霞市立朝霞第八小学校

# 目 次

I	はじめに	3
II	いじめの問題に向けての校内組織	5
III	いじめの未然防止のための取組	6
IV	いじめの早期発見への取組	7
V	いじめの早期解決への取組	8
VI	インターネットを通じて行われるいじめ対策	8

## I はじめに

### 1 朝霞市立朝霞第八小学校いじめ防止基本方針策定について

朝霞市立朝霞第八小学校は、「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という基本認識の下、本校の全児童が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめが起きない学校をつくる。

その実現のために、「朝霞市立朝霞第八小学校いじめ防止基本方針」を策定するものである。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認したときは、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

「朝霞市立朝霞第八小学校いじめ防止基本方針」は、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、本校の全児童が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取組について示したものである。

### 2 本校のいじめに対する基本姿勢

- (1) 「いじめは絶対に許されない」という共通認識をもつ。
- (2) いじめられている児童を最後まで守り抜く。
- (3) 学校が一丸となって組織的に対応する。
- (4) 児童と児童、児童と教職員、教職員と保護者の間に、共感的な人間関係を築く。
- (5) いじめの早期発見・早期対応を行う。
- (6) いじめの問題について、保護者・地域・関係機関と連携を深める。

### 3 いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 4 いじめの防止対策推進法第 28 条における

### 「重大事態」の対応について

#### 【重大事態とは】

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

○第 1 号「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

- 例) ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
  - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
  - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

○第 2 号「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・ 年間 30 日を目安とする。
- ・ 一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記に関わらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

○児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときはその時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして、次の対応を行う。

- ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- イ) 校長・教頭は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

<学校を調査主体とした場合>

- (1) 校長・教頭は、直ちに教育委員会に報告する。
- (2) 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、いじめ対策委員会を母体とした、重大事態の調査組織を設置する。
- (3) 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にする調査を実施する。
- (4) 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に情報を適切に提供する。
- (5) 校長・教頭は、調査結果を教育委員会に報告する。
- (6) 学校は、調査結果を踏まえた、必要な措置を行う。

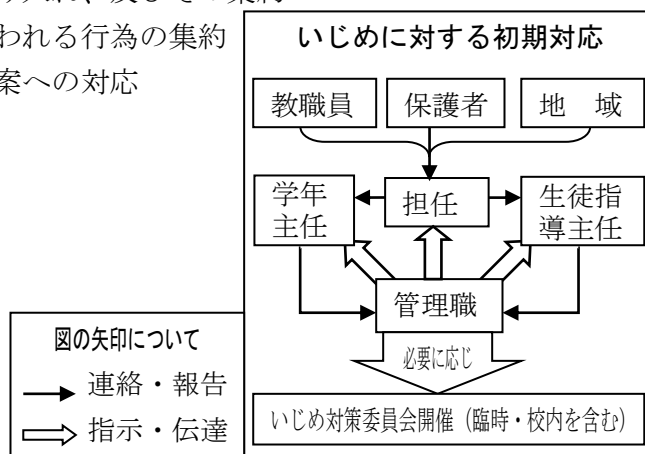
<教育委員会が調査主体となる場合>

- (1) 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

## II いじめの問題に向けての校内組織

### 1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目的 いじめの防止等に関する措置を実効的に行う。
- (2) 構成員 校長、教頭、生徒指導主任、教育相談主任、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、人権教育主任、道徳教育主任 さ  
わやか相談員、保護者と先生の会会長、主任児童委員、民生委員  
※必要に応じて、上記構成員以外の関係者を招集できる。  
(自治会長、警察関係者、心理専門家、福祉専門家 等)
- (3) 開催  
ア 定例会（前期・後期1回開催）  
イ 校内委員会（生徒指導委員会と兼ねて開催）  
ウ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）
- (4) 内容  
ア 学校基本方針に基づく取組の実施及びその進捗状況の確認、検証  
イ 教職員の共通理解と意識啓発  
ウ 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取  
エ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約  
オ いじめやいじめが疑われる行為の集約  
カ 発見されたいじめ事案への対応  
キ 構成員の決定  
ク 重大事態への対応



### 2 子どもいじめ対策委員会（仮称）（＝代表委員会）

- (1) 目的 いじめの問題について考え、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校をつくらうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員 代表委員
- (3) 開催 定例会（代表委員会と兼ねて開催）
- (4) 内容  
ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。  
イ 話し合いの結果を学校に提言する。  
ウ 提言した取組を推進する。

### Ⅲ いじめ未然防止のための取組

#### 1 日々の授業の一層の充実

- (1) 教員一人一人が分かりやすい授業を心掛け、児童に基礎・基本の定着を図る。また、児童全員が安心して活躍できる授業の実現を目指すとともに、常に授業改善の意識をもつ。
- (2) 各教科の学習の中で、主体的、対話的で深い学びのある授業を推進することで、相互理解を促し、互いに認め合う人間関係づくりを図る。
- (3) 各教科、領域における見方・考え方を働かせる授業を展開すること、また、教科や他学年の学習ないよとのつながりを意識することで、資質・能力の育成を図る。

#### 2 道徳教育の充実

##### (1) 教育活動全体を通して

「いじめをしない、許さない」資質を育むために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教員を中心に全教師の協力体制を整える。

##### (2) 道徳の時間を通して

「B 主として人との関わりに関すること」の内容項目については学校、学級のいじめの状況を意識しながら指導する。内容項目「生命の尊さ」については、児童の発達段階を考慮しながら計画的・発展的に指導し、生命の尊さについて様々な側面から考えられるよう指導する。

#### 3 「いじめ撲滅強化月間」の取組

- (1) 代表委員会、たてわり委員会の活動による、学年を超えた交流の場を設定する。
- (2) 校長による講話（朝会）もしくは担当による講話（朝会）
- (3) 学校便りや配信による家庭や地域への広報活動を行うとともに、いじめのない集団づくりに努める。

#### 4 「携帯・インターネット安全教室」の実施

- (1) 本校では、5・6年生の児童及び保護者を対象に行う。それにより児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットを使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

#### 5 特色有る教育活動の推進

- (1) いじめに対する取り組みについて、隣接する朝霞第四中学校との連携を一層深めていく。
- (2) 学校応援団「八枚のはね」等との連携を密にし、多様な活動において一人一人の豊かな人間性を育む。

## IV いじめの早期発見への取組

### 1 日常の児童観察

○早期発見のポイント

- ・児童の些細な変化に気付くこと
  - ・気付いた情報を共有すること
  - ・情報に基づき、速やかに対応すること
- (1) 健康観察 一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底
  - (2) 授業中 姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノートの落書き、隣と机が離れている
  - (3) 休み時間 独りぼっち、「遊び」「ふざけ」と称してからかいの様子が見られる
  - (4) 給食 机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる
  - (5) 登下校 独りぼっち、荷物を持たせられる

### 2 児童の状況について共通理解を図る「いじめ対策校内委員会」

(生徒指導部会)の定期的実施

- (1) 開催日時：各月1回
- (2) メンバー：校長、教頭、生徒指導主任、教育相談主任、生徒指導部員
- (3) 協議内容：各学級・学年の児童の様子、校内のいじめ・生徒指導の状況についての共通理解を図り、課題については改善に向けた具体策を検討する。

### 2 学校生活アンケートの実施

- (1) 実施時期：各学期2回
- (2) 実施方法：アンケート用紙の配布と回収(記名式)
- (3) 事後対応：記載内容の確認後、事実確認を実施し、生徒指導部会(いじめ対策委員会)にて具体策の検討及び決定。

### 3 学校応援団「八枚のはね」との連携

- (1) 概要：月2回程度、サンサンタイム(業間休み時間)に校内で児童とふれあう時間を設定している。そこでの児童の様子などについては気づいたことについては情報提供を受ける。

### 4 「校長先生あのね、、、」ポストの設置と運用

- (1) 設置場所：校長室前
- (2) 活用方法：①いじめや心配なことを記入し投函する。(記名式)  
②投函されたものについては、校長が確認する。
- (3) 事後対応：事実確認を実施し、必要に応じて生徒指導部会(いじめ対策委員会)にて対応。

### 5 朝霞第四中学校さわやか相談室との連携

- (1) 概要：さわやか相談室への相談においていじめに関わる内容については、情報提供を受ける。

## V いじめの早期解決への取組

### 1 組織的な対応による早期解決

- (1) 「生徒指導部」→各学級・学年、学校全体の児童の様子を共有する。
- (2) 「いじめ対策委員会」→具体的に解決に向けての計画を立案する。
- (3) 「教育相談部」→教育相談活動を通して、被害者・加害者のケアにあたる。

### 2 保護者との連携による早期解決

- (1) 家庭への連絡を密にし、学校の取組についての情報を速やかに家庭に伝え、解決に向けての協力を得る。
- (2) 家庭との連携を図り、今後の指導や防止にいかす。

### 3 外部機関との連携による早期解決

- (1) 市教育委員会→必要な指導を得る。解消への障害に関する調整を依頼する。
- (2) さわやか相談室等相談機関→被害者の相談。加害者の心の問題へ対応する。
- (3) 医療機関・警察等→傷害・金品等の被害の対応等に協力及び指導を得る。

### 4 備 考

本校では、23条2に基づき、いじめに対する措置の結果を県教育委員会へ速やかに報告する。

## VI インターネットを通じて行われるいじめの対策

### 1 インターネット教室の実施

- (1) 児童のインターネット上のいじめを防止するために、情報モラルについて理解の徹底を図る。
- (2) 具体的な取り組み等に関する情報については、保護者にも情報提供を行い、防止に向けての協力を得る。

### 2 学校だより等による保護者への啓発

- (1) 生徒のインターネット上のいじめに関する事例や危険性についての情報提供を積極的に行う。
- (2) 懇談会等においてネット上のいじめについての情報提供を行う。

### 3 ネットパトロールの実施

- (1) ネットパトロール実施に向けて環境を整えていく。